（経過措置）

2　この政令（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の規定は、この政令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後に公認会計士法第三十四条の四十七第一項の規定により参考人が求められた出頭又は同法第三十四条の五十第一項の規定により鑑定人が命ぜられた鑑定に係る旅費及び手当について適用し、施行日前に同法第三十四条の四十七第一項の規定により参考人が求められた出頭又は同法第三十四条の五十第一項の規定により鑑定人が命ぜられた鑑定に係る旅費及び手当については、なお従前の例による。

3　この政令（附則第一項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の第三条第二項の規定による日当の支給の基礎とされる同項に規定する旅行に必要な日数で附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に対応するものに係る日当については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　石破　茂

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第七十八号

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二十九条第二項、第三十一条及び第三十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「令和六年四月」を「令和七年四月」に、「十五万二十円」を「十五万四千九十円」に、「五万五千四百円」を「五万六千九百円」に、「五万千六百三十円」を「五万三千三十円」に、「三万六千九百円」を「三万七千九百円」に、「一万八千五百円」を「一万九千円」に改める。

第十八条第一項中「七万千二百円」を「七万三千百七十円」に改め、同条第二項第一号中「十万六千八百二十円」を「十万九千七百七十円」に、「二万三千五百五十円」を「二万四千百九十円」に改め、同項第二号中「二万三千五百五十円」を「二万四千百九十円」に改める。

第十九条中「二十一万五千円」を「二十一万九千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和七年三月以前の月分の原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（以下「法」という。）による医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当、健康管理手当及び保健手当の額については、なお従前の例による。

3　この政令による改正後の第十八条の規定は、令和七年四月以後に受ける介護に係る法による介護手当の額について適用し、同年三月以前に受けた介護に係る法による介護手当の額については、なお従前の例による。

4　この政令による改正後の第十九条の規定は、令和七年四月一日以後の死亡に係る法による葬祭料の額について適用し、同年三月三十一日以前の死亡に係る法による葬祭料の額については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年三月二十六日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第七十九号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「三万八千九百円」を「三万九千九百円」に改め、同項第二号中「三万六千九百円」を「三万七千九百円」に改め、同項第三号中「三万八千九百円」を「三万九千九百円」に改め、同項第四号中「三万六千九百円」を「三万七千九百円」に改める。

第七条第一項第一号中「二百九十六万六千四百円」を「三百四万五千六百円」に改め、同項第二号中「二百三十七万三千六百円」を「二百四十三万六千円」に改める。

第九条第一項第一号中「九十二万七千六百円」を「九十五万二千八百円」に改め、同項第二号中「七十四万千六百円」を「七十六万二千円」に改める。

第十条第五項中「二百五十九万四千四百円」を「二百六十六万四千円」に改める。

第十一条第二項第一号中「七百七十八万三千二百円」を「七百九十九万二千円」に改める。

第十三条第一項中「二十一万五千円」を「二十一万九千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（以下「新令」という。）第五条第一項及び第二項（これらの規定を独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（以下「令」という。）第二十二条において準用する場合を含む。）の規定は、令和七年四月以後の月分の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（以下「法」という。）による医療手当の額について適用し、同年三月以前の月分の法による医療手当の額については、なお従前の例による。